

2021年8月19日

日本赤十字社三重県支部との 「遺言を活用した遺贈に関する協定」の締結について

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、日本赤十字社三重県支部（支部長 鈴木 英敬）と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結し、日本赤十字社三重県支部へ遺贈^{*1}を希望される方に対する個別相談業務を開始しましたので、下記のとおり、お知らせします。

本協定の締結を機に、当行は日本赤十字社三重県支部とこれまで以上に緊密に連携し、地域の活性化や市民サービスの向上に協働して取り組んでいきます。

記

1 目的

本協定は、遺言により日本赤十字社三重県支部への寄付を希望する方に対し、当行がその意思に沿った寄付の実現をサポートすることを目的としています。

2 協定内容

- ① 日本赤十字社三重県支部は、遺言を活用した遺贈を希望された方に対し、相談先として当行を紹介します。
- ② 当行は、遺言を活用した遺贈に関する相談に無料で応じ、当行の業務提携先である行政書士法人名南経営・行政書士法人ファミリアを紹介します。そして、必要に応じて遺言作成サポートサービス^{*2}など、希望者の意向に沿った商品・サービスを提供します。なお、当行業務提携先との初回相談料は、無料です。

3 締結日

2021年8月19日（木）

*1 遺言により、財産を贈与する行為のことです。

*2 遺言者と遺産の分配方法を決め、公正証書遺言を作成、遺言書の正本を保管するとともに、相続発生時には遺言執行を引き受けるものです。

以上